

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山NPOセンター（以下「当法人」という。）の就業規則第18条に基づき、職員の出張などの場合における旅費の支給について定めることを目的とする。

2 この規程は、当法人の役員の出張などの場合における旅費の支給について準用する。

第2条 旅費の区分は、交通費、日当及び宿泊費とする。

第3条 旅費は、別表のとおりとする。

第4条 利用する交通手段は、原則として公共交通機関とする。

第5条 交通費は、当法人事務所から用務地までの最も経済的な順路及び交通手段に基づいて計算する。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他特別な事情がある場合には、実際に移動した経路及び利用した交通手段により支給する。

第6条 私有車を使用した場合の燃料費は、原則として1キロメートルあたり20円で計算する。

第7条 日当は、出張などの暦日による日数に応じて計算する。

第8条 旅費のうち交通費及び宿泊費は、総務部長の承認を得た場合には、仮払いすることができる。

第9条 旅費は、帰着後2週間以内に、所定の「出張報告書」及び「旅費交通費精算書」の提出を受けた後、総務部長の承認を得た場合には、その都度通貨で支給する。

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は平成18年（2006年）4月1日から施行する。
- 2 平成18年8月29日、一部変更。（平成18年度第6回理事会）
- 3 令和4年10月24日、一部変更。（令和4年第4回理事会）

別表

	交通費	日当	宿泊費
宿泊を伴う場合（船中泊を含む）	鉄道：普通 航空：エコノミー	2500円	朝食付き宿泊料（サービス料、消費税額等含む。）の実費（ただし、1万円を上限とする）
日帰りの場合	同上	なし	—